

【 18 】

氏 名	舟 場 正 富 ふな ば まさ とみ
学 位 の 種 類	経 済 学 博 士
学 位 記 番 号	論 経 博 第 36 号
学 位 授 与 の 日 付	昭 和 49 年 1 月 23 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	イギリス公信用史の研究
論 文 調 査 委 員	(主 査) 教 授 島 恭 彦 教 授 堀 江 英 一 教 授 大 野 英 二

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は原蓄期財政の特質を、租税・公信用・経費のからみあった「基金制度」(Funding System)としてとらえ、この制度にふくまれた矛盾の発展過程の中から、18世紀末の財政改革の諸原則が導き出される筋道を明らかにしようとしたものである。

基金制度成立の始動力は原蓄期イギリス国家の戦費の増大であった。陸・海軍部および軍需部各部署の未払い残金が累積して、それぞれが流動公債化し、その利払いのために特定の税収入が充当され、特定税にリンクされた特定債という形態の基金が分化し多様化するのである。しかし他方で多様な基金の充当された流動公債が永久公債や国庫証券に整理統合され、さらに基金税としての消費税、関税、地租、麦芽税等が整理統合される過程が進行するのである。

この統合過程においてそれぞれの流動公債が南海会社、東印度会社、イングランド銀行等の貸上げに転換され、その貸上げがそれぞれの特権会社の株式に転換され、その株式配当が統合基金から保障されるという過程が進行する。またこの統合過程では、君主に対する経費(Civil List)が年金化され、膨脹する君主経費を統合基金のワクの中に封じこめようとする過程も見られるのである。

このように基金制度を生み出したものが、原蓄期の君主財政や軍事財政であったので、基金は一方では統合の過程をたどるが、他方では原蓄期の諸勢力が基金制度に寄生することによって、再び基金は分化と拡散の過程をもたどる。本論文はこのような統合と拡散の過程をくりかえすところに、原蓄期の基金制度の特徴をみているのである。

この典型が当時の減債基金制度であった。減債基金は文字通り公債を減額する目的をもった基金として、諸統合基金の剰余金を集めてつくられたものであった。しかしそれは単なる利払いのための基金に変質し、したがってまた減債基金は新たな公債をおこすための基金となっただけでなく、しばしば他の経費の支出にも流用されるものとなった。かくて減債基金は、議会のコントロールから独立した、当時の権力者のもっとも頼りになる戦略的財源となったのである。これがいわゆるウォルポールのカッコづきの「減債基金」

であった。

次に本論文はウォルポールの減債基金のもつ矛盾に焦点をあて、財政改革が推進される過程を考察する。それは公債の低利借替要求や高利債に充当された消費税改革運動からはじまり、新規起債や新規事業に基金の充当される範囲を制限して、年々に議定される租税によって年内に経費を支弁しようとするブルジョア財政改革の原則の成立にまで発展するのである。これは18世紀ピットの財政改革や会計委員会の提案となって結実したものであった。

論文審査の結果の要旨

(1) これまでの財政史の研究は、租税・公信用・経費の分化を前提とするスミス以来の正統派財政学の理論に従っていたので、三者のからみあいを実質とする基金制度の研究の意義が見落されていた。本論文は基金制度を中心とする公信用制度の発展過程の中から、租税と公債、流動公債と長期公債、公信用と特権銀行・特権会社との連関をつかみだすことによって、正統派財政学の視点をこえた問題提起をおこなっている。

(2) 本論文はブルジョア財政と原蓄財政とを対立させるのではなしに、原蓄期の基金制度のもつ矛盾の展開過程の中からブルジョア財政原則の形成される過程をつかみ出そうとしている。このような視角によって公債主義に対する現金主義や年内経費支弁の原則、特定財源充当方式に対する一般財源充当方式などのブルジョア財政原則の歴史的意義を一そう明確にすることができたといえるであろう。

(3) 本論文は基金制度と不可文に結合しているイギリスの国家構造官僚制度の発展にも注意している。したがって17～18世紀の近代的官僚制度の発達についても財政史の観点から照明が当てられ、いくつかの重要な資料を提供している。

以上本論文のもつメリットに対して、次の様な問題点が指摘されるであろう。本論文は主として制度史的な方法によっているので、たとえば多様な基金を統合させまた拡散させた政治的・経済的要因を充分明らかにしているとはいえない。本論文は一応基金制度発展の背景に原蓄国家から近代ブルジョア国家への発展過程をおいているが、基金制度の発展を公信用制度の発展と見るならば、貨幣取扱資本からイングランド銀行をはじめとする銀行資本への発展、つまり民間信用や金融市場の発展過程の上に公信用の発展を展望する経済史的な視角を取入れる必要もあったのではないと思われる。

しかしすでに述べたように、これまで日本のイギリス財政史研究において全く見落されていた基金制度に分析の照準を定めたことによって、本論文がユニークな研究になったことは間違いない。

よって、本論文は経済学博士の学位論文として価値あるものである。